



## 新しい年の 始まりにあたって

事務局レポート



### 一

〇〇七年の新しい年を迎え、憲法をめぐる情勢は、ますます緊迫しています。

安倍首相は年頭早々、一月二十五日からの通常国会で、国民投票法の成立を目指すことを表明。さらに、今夏の参議院選挙では、憲法「改正」の問題を正面から争点に掲げる姿勢を示しました。

安倍首相の「任期中に憲法改正をする」との宣言が文字通りとすれば、国民投

### 今

年はまた、都知事選・市議選・参院選が重なる一年でもあります。

私たちがむさしの憲法市民フォーラムでは、差し迫った課題として、武蔵野市の市議選に立候補されるであろう人たちを対象に、憲法「改正」問題のアンケートを実施します。

邑上武蔵野市長は、「憲法は、改正する必要はない」との姿勢を明確にしています。武蔵野市政のあり方に

### ふ

りかえると昨年は、九月十一日の第一回総会以降、当面の緊急課題である教育基本法「改正」問題に焦点を絞って行動してきました。

十月八日には、教育に係わっている人たちに集まっていたいただき、懇談会を開催。さらに、国会終盤の十二月三日には、「ちよつと待つて！教育基本法『改正』」と題して、「日の丸・君が代予防訴訟」の原告である宮村博さんと、千葉大教育学部助教授の鈴木隆司さんをお呼びして、集会を開催しました。

また、教育基本法「改正」反対のチラシを作成し、市内三駅での宣伝を始め、国会でのデモや集会にも取り組んできました。

しかし、残念ながら、これら市民の声が反映されることもなく、十二月十五日、教育基本法改正案は国会で可決成立しました。

多くの方が少なからぬ無力感に襲われたと思います。私たちが、これでききかえらぬことなく、取り組みをすすめていかなければいけません。

今後、安倍内閣は、「改正」教育基本法を有効なものにするための法整備を進めてくるでしょうが、これに對しても、粘り強い運動が必要です。

「日の丸・君が代予防訴訟」の原告の人たちが粘り強く運動を進めてきたように、一つ一つの事象に對し取り組みを進めることが大切でしょう。

そのことが、憲法「改正」を思い通りに進めさせないための、市民の力を再結集することにも繋がっていくはずで

## 「無防備地域宣言」 をご存知ですか？

地域から発信する平和への決意

「無防備地域条例制定運動」をご存知だろうか。まだまだ知名度は高くないが、現在、日本国内でじわじわと広がりつつある動きである。

「無防備地域宣言」とは、端的にいうならば、「戦争に協力しない地域の宣言」である。そしてその根拠はジュネーブ条約、つまり、戦争のルールを定めた国際条約にある。

ジュネーブ条約は、一九〇六年に生まれ、一九二九年、一九四九年と三度改定され、一九七七年には追加議定書（第一追加議定書・第二追加議定書）が加えられた。ここでは、戦争の違法化と、敵味方双方の民間人を攻撃してはならないことが定められている。

動が行われていないこと

（ジュネーブ条約・第一追加議定書第五九条）

また、民間人保護の具体的な方法として、無防備地域の規定が組み込まれ、戦争とは一切関係を持たない無防備地域の戦争からの離脱が認められている。さらに、無防備地域への攻撃は戦争犯罪として裁かれるとも規定されている。

この無防備地域を宣言するには、以下の四点が条件とされている。

1. すべての戦闘員、移動兵器、移動軍用設備が撤去されていること
2. 固定した軍用の施設・建造物が敵対的目的に使用されていないこと
3. 当局または住民により敵対行為が行われていないこと
4. 軍事行動を支援する活

日

本は一九五三年にジュネーブ条約本体に加入していたが、追加議定書については二〇〇四年八月三十一日に加入、二〇〇五年二月二十八日に発効された。国内では、こうした条約に日本が加入したことも、その中の無防備地域の規定に関してもほとんど知られていないが、このジュネーブ条約第一追加議定書第五九条の規定を積極的に活用し、自治体ごとに「無防備地域条例」を制定しているという動きが、二〇〇四年春大阪市から始まっている。いわゆる「無防備地域条例制定運動」である。

具

体的には、地方自治法の直接請求制度を活用し、各自治体で有権者数の五十分の一以上の署名を集め、首長に条例制定を求めるといいう取り組みを行って

いる。二〇〇七年一月現在、運動中の自治体も含め、その数は二十七となっている。

武蔵野市の近隣地区としては、昨年二〇〇六年には国立市、日野市が、そして今年二〇〇七年には八王子市でも取り組みが始まっている。

憲法改定の試みが現実的な動きを見せる中、九条の非武装理念を、地域から直接発信していけるこの運動に大きな可能性を感じる。



五郎丸 聖子

### 無防備地域条例制定の運動が行われている自治体

(2007年1月現在)

※ 残念ながら、これまでのところ、議会に提出された無防備地域条例案は、すべて否決され、実際に成立するにいたったところはない。



### BOOKS



国立市における無防備平和条例への取り組みと、議会審議の過程をまとめた本が出版されます。

### 「無防備平和条例は可能だ」

— 国立市議会審議の記録 —

発行 耕文社 価格 1050円

# 「改憲」にむけた作業は

## どう進んでいくのか



### 五月までに国民投票法成立？

安倍首相が、「憲法改正を七月の参院選の争点にする」とブチ上げる中で、「五月三日の憲法記念日までに国民投票法を成立させよう」と与党と民主党がエールを交換しあっている。他方、小沢民主党代表は、七月の参院選に向け野党共闘を重視する立場から、共産・社民が強く反対している国民投票法で手打ちすべきでないと考えているという観測もある。

私たちは、昨年七月二十四日に発行したニュース七号の中で、同年五月二十六日に国会に提出され、継続審議になった国民投票法の与党案・民主党案について検討をした。そして、新たな与党案は、当初の「マスコミ規制」に対す

るメディアの反発を逆手に取って、「マスコミを利用して

憲法改正キャンペーンが張れる、強い者勝ちの宣伝戦解禁策」に巧妙に衣替えをしたものであり、「憲法改正だまし取り法案」としての本質は何ら変わっていないことを明らかにした。

しかし、その後も着々と与党と民主党の修正協議が進められ、今や、ほとんど中身では手打ちが完了したと言っている状態になっている。その特徴を一言で言えば、与党が民主党に大幅譲歩し、中身では簡単に文句がつけられないようになっていくなければならない。

### 与党と民主党の協議の中身は

以下、七号で指摘した順に従って、問題点がどうなった

のかを見ていこう。

①まず、政党の議席数に応じて割り当てた委員により、衆参各院に「国民投票広報協議会」を作り、公報や説明会などの国民への広報を行うという仕組みについて。仕組みそのものに変更はないが、公報には新旧の条文の対比だけを載せ、「解説」は載せないなど、裁量の余地のない活動に限定することとなった。説明会については、説明の内容に裁量の入り込む余地があると、民主党がなお反対している。

②政党に、国会での議席数に応じて無料で意見広告枠を提供するとしていたのは、憲法改正の賛否両派にほぼ平等に割り当てることになった。

③マスメディアを使った有料広告については、投票日十四日前から禁止、あるいは、国会の発議後全面禁止などの方

向性が出されているが、表現の自由との関係もあり、異論も出されている。

④国民投票運動規制については、国家公務員法等の政治的行為の禁止は適用しないこととし、地位利用については行為の定義を厳格化することで萎縮効果を生じないようにするということになった。さらに、裁判官や警察官を運動が禁止される特定公務員からははずすという。

⑤投票の方式については、相変わらず、改正案を、全体としての新憲法草案とした場合には一括投票が可能な仕組みになっているし、過半数について、総投票のそれではなく、賛成票と反対票を合計したものの（有効投票）の過半数としている。

⑥投票権者は十八歳以上とし、民主党案を呑む形になった。

この他、相変わらず、周知期間は六十日から百八十日のままで、あまりにも短いし、最低投票率の規定もないため、極わずかな賛成でも日本の進路が変わってしまう問題点はそのまま残っている。

### 国民投票法の成立は許さない

新たに国民投票運動規制の条項を作ることはされていないが、この間の言論弾圧の実績から、今のままでも十分に反対運動を弾圧できるといって自信の表れとも考えられる。

今や自民党は、誰の目にも不正な土俵を作った勝負をしながら十分勝てるという目算が立ったのだろうか？あるいは、近い将来にはそうできると判断して、民主党案をほぼ丸飲みにしても、民主党を賛成せざるをえないところに追い込もうとしているのだろうか？

いずれにしても、与党の狙いが9条を中心とする平和憲法の改悪であり、そのための外堀を埋めることにあるのははっきりしている。

私たちは、不十分な仕組みが残っている以上、「こんな国民投票法を許すわけにはいかない」を旗印に取り組みを強めなければならない。



高木 一彦

▼昨年の憲法記念日に向けて、朝日新聞が何回かに亘って掲載した東京裁判の特集を熱心に読みました。今、平和憲法が危ないという状況があつてのことですが、井上ひさし氏の東京裁判三部作という芝居に触発されたのも、理由のひとつでした。

故木下順二氏の「審判」のリーディングドラマも観劇しましたが、堅い言葉の連続は疲れた頭に沁みてこないのです。でも、井上ひさし氏の手にかかると、東京裁判も抱腹絶倒のうちに臨場感を持って迫ってくるのです。劇中人物が清瀬一郎弁護士の方で、毅然とした発言を興奮して伝える場面など、こちらも法廷での清瀬弁護士を目撃したかのようにぞくぞくし、井上ひさし氏が伝えようとしたことをもつと知りたいと思

本当のこと  
見極めるちからを

■ 武蔵野市緑町 在住

山田 加代子

うのです。そして、どうして今まで知らなかったんだろうと思う……

▼重油六千トン流出事故が大きく報道され、北陸の海岸に海を救おうとたくさんボランティアが駆けつけたことがありましたよね。でも毎日つけては流している化粧品は年間三十万トン以上！  
私はこれを知った時、もともと顔への塗絵はしていませんでしたが、アンチエイジングなんて魔法に惑わ

されていた心を振り切って、化粧品をやめました。

今ではきれいにお化粧している人達を見ると、この油が海を汚す様が浮かんできてしまうのです。そして、海だけでなく、健康なはずの皮膚も汚している……

商業主義がどつと繰り出す刺激的な情報が「もつと健康！」「もつと美肌！」と人々の心を掻き乱します。情報があふれる中で事実を知り、惑わされず納得の行く道を見つけてるのはひどく困難になっています。

▼平和憲法・愛国心、きちんと学んでこないまま靖国参拝が若者に支持される現実、実に暗くなります。

でも、井上ひさし氏が語った「こんな世の中も人間の手で成したのだから、必ず人間の力で良くすることができると私は信じる。それは、ひよっこりひよっただん島の頃から変わらない考えです。」という言葉や、憲法フォーラムの皆様の存在に励まされます。

市民活動伝言板

憲法を学ぶ会  
「中国研究家、父、尾崎庄太郎が歩んだ道」  
～日中友好で苦闘したその生涯～

日時 2月22日(木) 午後7時～  
場所 本町コミュニティーセンター  
お話 中澤俊子さん

憲法を学ぶ会



憲法について学びたい人にとっての、ガイダンス的憲法書をご紹介します。(五郎丸)

ポケット図解  
最新憲法がよ～くわかる本  
中井 多賀宏[著]

発行 秀和システム 価格 840円(税込)

▶ 憲法の中でも重要項目である権利規定を中心に、それらと「個人の尊厳」の結びつきを読み解いていく内容です。2006年11月発刊。

むさしの憲法市民フォーラム

2007年1月29日 通信第10号  
発行  
むさしの憲法市民フォーラム事務局  
連絡先: 西村 0422-46-7614

編集  
後記

今年は、統一地方選挙と参議院選挙が重なる12年に一度の年。さらに、支持率低下に悩む安倍内閣が、(一般的には与党有利といわれる)衆参同日選に打って出るのではないか、などという噂さえある。いずれにせよ選挙は、民意を示す貴重な機会。きちんと取り組んで、悔いのない一年にしていきたい。